

令和2年3月13日

JBN 会員各位

(一社) JBN・全国工務店協会
事務局長 小林正博

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への 支援策について

平素より、一般社団法人 JBN・全国工務店協会の活動に多大なご理解とご支援を賜り、厚く感謝申し上げます。

昨日、国土交通省住宅局より連絡のあった標記支援策についてご連絡申し上げます。新型コロナウイルス感染症への対応について、令和2年3月10日に「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾」が公表され、資金繰り支援を中心に支援策が拡充されました。

支援策として、

- ・資金繰り支援全般に関する相談窓口の設置
- ・日本政策金融公庫等による「セーフティネット貸付」や「新型コロナウイルス感染症特別貸付」
- ・信用保証協会による「セーフティネット保証4号・5号」や「危機関連保証」
- ・都道府県労働局による「雇用調整助成金の特例措置」

等が用意されており、これらの支援策を紹介するパンフレットを公表しております。

(参考) 経済産業省：新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ

<https://www.meti.go.jp/covid19/pdf/pamphlet.pdf>

(JBN のホームページのその他のお知らせの「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ【提供：経済産業省】」のページにも掲載しております。)

なお、セーフティネット保証5号の対象業種については、3月11日に、建築工事業や木造建築工事業、建築リフォーム工事業、建築設計業など316業種が追加されております。

〈お問い合わせ先〉

国土交通省 住宅局住宅生産課

松井康治住宅ストック活用・リフォーム推進官、埴洋介係長 TEL03-5253-8510

JBN のホームページ等をご覧になれない会員様は下記 JBN 事務局にご連絡ください。

(一社) JBN・全国工務店協会 小林、島田、山本 TEL03-5540-6678

以上、どうぞよろしくお願いたします。